

第4回  
佐賀市自治基本条例検証委員会  
【資料】

平成29年1月23日(月)

佐賀市 協働推進課

## 本日の内容

■日 時 平成29年1月23日（月） 10:00～11:30（予定）

■場 所 佐賀商工ビル 7階 共用大会議室

### ■次 第

- 1 開会 (10:00)
- 2 第4回審議事項 (10:05)
  - (1) 第3回委員会の振り返りについて
  - (2) 条例の運用状況について（第23条、第25条を除く）
  - (3) 条例改正の可否について
- 3 事務局連絡事項
- 4 閉会 (11:30)

### ■会議資料

- ・資料1…第4回佐賀市自治基本条例検証委員会【資料】

## (1) 第3回委員会の振り返りについて

### 1 第23条 地域コミュニティ活動

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

#### (1) 運用に関する意見

##### 【論点】

- ・ 市の考え方に実態が伴っていない。本条例がまちづくり協議会の活動の後ろ盾になるようにと、条文策定の際に佐賀市らしさのひとつとして地域コミュニティ活動を条文化している。まちづくり協議会をしっかりと整えていくことが大切である。

**補足：**地域コミュニティを実行するに当たっては、この条例を前に出したら非常にやりにくい。下から盛り上がったほうが非常に次の行動がしやすくなる。そういう意味で、私たちがこの条文を理解して住民の方に説明し、自分の校区の特徴を取り入れながら、行動を起こしていくことが大切ではないかと思う。

- ・ 地域の実情として市民の関心がないことと、役員の担い手不足が原因で、既存の組織継続が困難になっている。

協働やコミュニティとかに対する住民一人一人の意識、関心のなさを実感しており、今後どういうふう理解してもらうかは、私たちにも責務があると思っている。その中で、コミュニティの中心的な役割を担う公民館とか、行政から、もう少し踏み込んで支援や協力があったらと思う。

それと、こういう地域活動をしていく上で、役員決めが大変だ。私も婦人会を辞めるときに、後継者をつくれず、組織自体が潰れてしまった。もう少し行政や公民館、自治会などの支援があったら続けていけたのではという部分もある。

##### 【論点について事務局からの説明】

- ・ まちづくり協議会が平成28年12月現在24校区で設立されており、未設立の校区についても順次、地域の状況に合わせて支援を行っていることや、地域コミュニティ活性化検討委員会での提言内容と、それに基づいた市の方針など地域コミュニティ活動の推進状況を説明した。

##### 【委員からの主なコメント】

- ・ これだけ、まち協が立ち上がったが、全てがうまくいっている訳ではないと思う。最初、協議会の要件として、会計事務局を住民主体でやるということが、非常にネックになった。会計事務が一般企業と全然違うので、一般の人には理解できない。だから、公民館が協働し

ていかないと、うまく動いていかない。一緒に動いて行って、後で自立する形が理想だと思う。

- ・ 住民は減って行って、総予算が減っていている。自治会費の値上げも無理な状況で、自分たちで財源をつくるように努めるというのは非常に厳しい。

- ・ 市職員の関わりというのがなかなかない。一生懸命一人二役、地域にいる方は協力しなさいと言われていたが、私の校区では、行政の見学は来るが、自分たちが一緒に汗を流そうというのがない。

もう少しコミュニティを把握して、もっと行政からどう手を差し伸べたらもっとうまくいくのか、地域住民は地域住民でどういうふうによればもっとうまくいくのかというのを、お互いが考えていかないと。何年かどっと力を入れて、これだけできたから、もう行政は知らないではなくて、そういうところも含めてやってほしい。

- ・ 「自主財源の確保に努めること」というのは、市民がどのような自主財源をどうやって集めればいいのか分からないのではないかと感じた。

私の所属するコミュニティは、自分たちで勉強しようという意識でやっているが、全ての皆さんがそうではないので、やはりそこまで大人の意識を高めるということも必要なのではと感じている。自分たちで財源を確保して、公共の場を借りるときに少し緩和があるといいと思う。

[事務局] まちづくり協議会や市民活動についても、財源を自分たちで賄うのは非常に難しい状況だと思うが、佐賀市も10年以上前から非常に財政が厳しい状況にあり、まちづくりの活動に出せる補助金も限られてしまう。また、自発的にまちづくりに取り組んでいただくというところもあり、この検討委員会で総合的に勘案し、自主財源の確保に努めてもらうような形が提言の中に盛り込まれていると思う。

ただ、佐賀市以外の、企業や県、国、それから国の外郭団体からの補助金もたくさん紹介されており、そういう情報は協働推進課にも集まってきているので、こういう情報等は、できるだけ地域の隅々に届くように、市の関係部署にも拡散して地域にも知らせるようにしている。公民館にも逐一情報が定期的に届くので、そういった情報を流して、できるだけ市の補助金以外の財源を獲得できるよう、情報提供を行う必要があると思いい、そういう取り組みに最近少し力を入れている。

- ・ 例えばお隣さんとの何か困り事、溝が詰まっているとか、草が生えているとかをお互い協力してやっていき、それを向こう三軒両隣とか、どんどん広げて行って、地域の課題は地域で解決していこうよという、お金や時間のあるなしではなくて、自分たちでそういう問題意識を持ってやっていかなければならないと思う。それが広がっていかないと、佐賀市全体のまちづくりがうまくいかないという意味で、地域コミュニティ活動が大事だと言っていると思う。だから、本当に一人一人の活動が大事だということを問題にすべきではないか。

- ・ 近隣課題が沢山あると同時に、独居老人の問題のように、一人の力では無理になってきている部分を協働で何をするかというテーマもあると思う。

結局、我々は孤立しては生きられないというのがこの課題になったのだという気がする。

- ・ 自分たちの意思でつくられるまちづくり協議会であれば、それは非常に素晴らしいと思うが、上から組織にしていく必要があるのか。分断した地域のネットワークをつなぐのが行政の役割であり、それを、最初からつないで協議会をつくれば、財源や役員などの問題が当然出てくる。

また、まちづくり協議会に入っていない地域コミュニティ活動というものが沢山生まれるはずだ。それが協議会から漏れているから、地域活動として認められず、この条文の対象から外れてしまう懸念がある。条文を見る限りは、それぞれの住民たちが、自主的にコミュニティ活動をしようということを行っているだけなのに、協議会という組織づくりに向かっていて、本来の趣旨と違う、ものすごく矮小化されているような気がした。

- ・ 検討委員会をつくって検証したときに、今言われたようなことより、プラスのほうが大きいと判断され、全校区にまちづくり協議会を広げようというふうに決断された理由は何だったのかを知りたい。

[事務局] 委員会の名称は、佐賀市地域コミュニティ活性化検討委員会と言うが、確かにこの検証の中で、モデル校区でなくても自主的にネットワークづくりに取り組んでいる校区もあった。それで、佐賀市が補助金を出すための条件が必要で、佐賀市が考える地域コミュニティの基準を設けた。組織の条件というのが幾つかあり、これを満たしているところは地域コミュニティ組織として補助金を出す形になった。最終的にはこれが全校区でできたときに、これからどうしていくのかということを考えるようになっている。

- ・ 公民館職員は佐賀市の職員だが、まちづくり協議会のこういう役割を担うというふうには定義されていないのか。

[事務局] 地域コミュニティ活性化検討委員会で、「協議会と公民館との相互の関わりは必要不可欠（活動の拠点）は公民館」という提言をいただいている。協議会活動の主体は地域であるため、企画・実施、会計事務は地域住民で行うべきであるが、経過措置として、協議会が自立するまでは、公民館を含めた行政の支援が必要という提言をいただいて、佐賀市としても公民館はこのまちづくり協議会に対して支援をするという方針を出している。

- ・ 公民館長は公募で採用されているから、地域のことを何もやっていない人が来ると、違和感があってどうしようもない。
- ・ 私の校区でも、公民館長は何年か地元で活動した人じゃないと困るという意見もある。

また、私の住んでいる地区はマンションが増え、自治会から脱退するところが増えてきている。私の住むマンションも自治会から抜けてしまったので、子どもクラブも、老人会もなく、結局自主的にすることにしている。

また、私もマンションの管理組合で公民館を借りに行くが、会場の確保が難しいというのは正直感じている。

- 根本的に、このまちづくり協議会という仕組み自体が、なぜ必要のかという気がする。
- 市の中心部は既にまちづくりができています。佐賀市に合併した時期がいつかによって全然違う。私たちの地域は、それまで全部行政主導で動いてきたので、自立していくためにはどうすればいいのかがよく分かっていなかった。まちづくり協議会が1つの答えになっているが、これがいいかどうかは、これから、いろんな意見をもう一回誰かが検証しないとけないという気はする。
- 行政が、組織はこうだから、それに当てはめなさいと言ってまちづくり協議会をつくっていても、初めは少し動くかもしれないが、本当にずっとうまくやっていけるのか。  
それと、会計事務局は住民でやるように言っても公民館に机はないし、パソコンを持っていない校区もあるはずだ。そういうのを何も揃えないで、一緒にやれというのは乱暴過ぎないか。

[事務局] 今までの取り組みと、まち協ができたときの取り組みの大きな違いは、住民の方々がみんな集まり、言いたいことをまず全部出してもらい、自分たちのまちをこういうふうにしたいというような意思表示の計画をつくったところである。あと、緩やかなネットワークでつくる既存団体とか、校区によってはNPOとか、介護施設、あるいは造園業者などもまちづくり協議会の中に入って一緒に活動されているところもある。また、各種団体が連携し合うことで、自分たちだけではやれないようなことやアイデアも出てくる。

また、まちづくり協議会の会長たちからは、「まちづくり協議会がなかったらできなかった事業がたくさんあった。今までは各種団体が縦割りでやってきていたが、横断的に自分たちのまちが今やっていることをみんなが共有し理解できた。そして、その取り組みの継続により、ばらばらになりかけていた雰囲気が変わり、地域力が強くなった。」「最初はモデル校区として一生懸命やってきて、困難な時期もあったが、続けてきてよかった。ちょうど5年の節目を迎えて、安心してここに住んでもらいたいと思うためには何が必要なのかを、もう一度考えていきたい。」などの話が聞こえてくる。

今まで、まちづくり協議会がない地域に、設立について投げかけると、最初は、市は何やっているのだと叱られながらも、住民の皆さんと座談会を開いて、みんなで考えているうちに、これは自分たちのまちづくりだから自分たちでやっという意識が出てくる。その潮流が今出てきているのではないかと思う。

- ポジティブな意見が出ている一方で、やはり課題がまだまだたくさんあることは間違いないと思うので、もう少しまちづくり協議会がどうするかというのは、常に検証できるようなとこ

ろがないと、全部が終わってからでは遅いと思う。「つながるさがし」などでも、ポジティブなところと同時に、そういうマイナス意見も並べておくとすごく皆さんにわかりやすい気はする。

## (2) 条例改正に関する意見

### 【論点】

- ・ 「その活動が促進されるように支援する」ことも必要だが、協働というためには、それぞれが役割を分担して共に活動する場合についても書いてはどうか。

地域コミュニティ活動というのは住民だけがやって、それを市がただバックアップするというふうに読めたので、むしろ市自体がネットワークの橋渡しの役割をするなど、主体的な関わりをしてもいいのではないかと思った。

- ・ 「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が重いというイメージで、「その解決を図り」という箇所を「その解決に向け活動し」という表現に和らげてはどうか。

地域活動はやる気と行動力がある人たちに結構頼りきりなところが多い気がしている。どの段階かで常に新しい人が入ってこないといけないと思うが、どの団体も、大体 60 代以上の方で回っていて、40 代、50 代の人たちがごく少なく、バトンタッチすらできないと言われる。新しい人が入ってくるときに、地域課題を解決しなければいけないというのが前面に来ると、重荷に感じてしまったり入りづらいと思う。条文上でも、解決に向けてまずは一緒にやってみようということではいけないときついのではないかと思い、表現の和らげを感じている。

### 【委員からのコメント】

- ・ この条文の改正については、また後で議論したい。

条文を実際にどう書きかえるかで、今出ているのは、市の立ち位置の問題と、我々はどこら辺を目標にしていくのかというのが幾つかあった。事業者が何をするかとか、少し変えたいというのが幾つかあるような気がする。だから、そこら辺はもう少し時間をとってやらせてもらうということで継続審議にさせてほしい。



## 2 第25条 子どもへのまなざし

第25条 市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

### (1) 運用に関する意見

#### 【論点】

- ・ 小学校のPTA本部活動を6年体験したが、子どもたちを取り巻く環境は課題がたくさんあると感じている。大人がもっと学ぶ環境も必要である。大人がコミュニケーション能力をアップさせること、幸せに感じることに感謝の心を大事にしていること。そのような中で子どもたちの健やかな成長は育まれていくと良いと思う。

私もいろんな会合に参加しているが、やはり自主的に動く人はそんなに多くないと思う。学校でいうと、PTAの役員決めで、「自分はやりたくない」と役員のなすりつけが今でも多くあり、年々増しているという話をとても多く聞く。そんな中で、逐条解説書の説明に、「子どもへのまなざし“100%”のまち」の実現を目指し」というのがあるが、何ををもって100%で、どういう具体的な取り組みからの成果が出ているのかを知りたい。

#### 【論点について事務局からの説明】

- ・ 小学校「子どもへのまなざし運動」の認知度（よく理解している、理解している）が34%（見たり聞いたりしたことがあるまで含めると64%）、まなざし運動を意識して子どもと関わるようになったと応えた市民が38%という数値が出ている。運動の趣旨は、全ての大人（100%の大人）のまなざしが子どもたちに注がれるまちを目指していく。
- ・ 具体的な取り組みの主なもの「広める事業」として、地域の各種団体への説明、まなざしグッズの活用など、「紹介する事業」としてまなざしリポーターやまなざしカレンダー、ラジオなどでの事例紹介、「ほめる事業」として、地域の団体や住民の優良事例に対しての表彰制度「まなざしキラリ賞」の紹介等を行った。

#### 【委員からの主なコメント】

- ・ そもそも検討会議で佐賀らしさと言われたときに出てきたのは、教育の重要性だったがまなざし運動に変えられた。しかもこの第25条は、第3章の「情報共有、市民参加及び協働」に入れられていて、教育という感じをまず受けない。本来なら第25条は第1項に教育の大切さを少し書いて、第2項でこのまなざし運動がそこと連動するというふうにしたほうが、検討会議の全体の意識に沿っていると思う。
- ・ まなざし運動の大体の進め方というのはどうなのか。地域の人たちが子どもたちを育てるところにどう関わるかを佐賀市はまなざし運動と呼んでおり、地域が積極的に子どもの教育に関わろうということで条例をつくって実施している。その活動と地域との活動を整合させるために「子どもへのまなざし」というテーマにしたということでもいいのか。

- ・ このまなざし運動の総意というのは、子どもを育てていくことに対して市民も参加しようという話だと思う。だけど、もともとの初等、中等教育に重点を置いて佐賀のまちをつくっていかうという議論の部分がすぽっと抜けている。

多分、法制上の問題として、住民が関わるところは、まなざし運動までというような解説があり、まなざし運動という形に変わっていったのだということは理解しているが、例えば、佐賀に本当に子ども食堂が必要な子どもたちが何人いるのかとか、いじめが今どういうふうになっているのかとかは、教育をしていく上では根底の問題であり、そういうところは、子どもを育てるところが一番重要だから、予算も人もありとあらゆる自治の能力をそこにつぎ込めというような思いが、きちんと働いているかが見えていないという不満がある。

- ・ 初等、中等教育を佐賀市がどうするかという理念とかは、教育委員会のホームページか何かを書いてあり、その中に、地域との協働性とかというのが出てくるのか。

[事務局] 条例の検討会議では、最初は佐賀市の教育に力を入れてきた歴史を、何らかの佐賀らしさということで表現したいという話だったと伺っている。最終的に、それを検討会議で条文化するときに、まなざし運動となったのではなかったかと思っている。この条文が協働のところに入っているという指摘があったが、まなざし運動の理念「子どもを育むことに対する役割と責任を自覚する」の中に、「大人は、「家庭」「地域」「企業等」「学校等」の役割と責任を自覚し、連携・協働しながら」と出てくる。そういった意味を捉えて、まちづくり自治基本条例の第3章に位置づけられたという考え方ではないかと思う。

[事務局] 佐賀市教育委員会で第3次教育振興基本計画を策定し、ホームページに公表しているが、その中で、幼稚園から小学校、中学校、高校、大学、そして生涯学習までというのを縦軸。そして、それらを横軸で支えるのが、地域や企業、家庭であり、その主にまなざしというのがある。

- ・ 初めこの条文を読んだときに、前条までは仕組みとか、協働のあり方とかだったのに、第24条と第25条で急に具体的に何をすることが入ってきていて非常に違和感があった。説明を聞いて、これをつくったときに自治基本条例の中で、市と市民がとにかくこれは絶対に協働でやっていくのだということで防災とまなざし運動というのを考えたというのが、すごくよくわかった。

教育だったのに「子どもへのまなざし」になったという話だか、私はそれほど違和感がなく、条文の中で、市民、議会、市長等は、「子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち」とあるが、「実現を図るよう努める」、だから、市民もまた子どもの育成に関わるというところで、その育成の中の一つが教育なのだと思う。学校教育だけが教育ではないが、逆に、学校教育についても市民は、ここの条文に基づいてもっと興味を持っていかう、関心を持ってちゃんとできているかを見ていかうということだと思うので、それを少し広い表現にされているのだと思う。だとすると、例えば、まなざしキラリ賞は、読み聞かせなども対象にされているわけだから、解説の中に、そういった市民の活動の中で学校教育を

補完する、もう1つのそういうものを入れていけば、作成時の趣旨というのは生かされていくのではないかと感じた。

- まなざし運動というキーワードの使い方に違和感があるのかもしれない。「まなざし」というのが何か主体的に動いていないという感じがあったのではないか。だから、もう少し積極的に教育というか子どもを育てることに関わっていこうという意識が、この書き方からは感じられない。本文のほうは全然問題ないと思う。タイトルのつけ方を間違えたかなという感じは確かにする。なぜなら、まなざしというのは本文には出てこない。
- 私の校区でも、運動会は地域でやっているし、歴史文化を学ぶフィールドワークも、地域のお年寄りや企業だって協力してやっている。あと、放課後の預かりといったものも公民館とかでやっているし、実際に今動いている。だから、まなざし運動だけに矮小化する必要性はないと思う。
- まなざしも子どもの手本となるように大人自身が模範を示すというのも、地域コミュニティの姿だったりすると思う。マスコミの点からだが、市がまなざしをするという観点から、どんどんプレスリリースを出してほしいと思う。自分たちがこういう活動しているとわざわざ言ってこられないと思うので、ほめる事業とか、キラリ賞とか、市が実はこういう地区でこういうことをされているという一言があれば、私たちが紙面で取り上げることは容易にできるので。

## **(2) 条例改正に関する意見**

### **【論点】**

- ・ 市民と議会及び市長が主語なので、これだけ力を入れている地域コミュニティとまなざしは佐賀市のスローガンであり、根幹だとも思うので、「努めるものとする」を義務として表記し、「努めなければならない」ともう少し強くしてもいいのではないかと思う。

### **【委員からの主なコメント】**

- ・ この項目自体が問題なのではなくて、まなざしという言葉に違和感があるのだとすれば、本文自体は変えず、一番上の表題だけちょっと違う言葉で書きかえてしまってもいいかもしれない。

### **【事務局からの説明】**

- ・ まなざし運動に関する条例が別途あり、その中で大人の役割を規定している一方、自治基本条例では子どもを含めた「市民」の役割を規定している。市民が主体的に活動するための宣言文としてまなざし条例を定めているため、義務までは課していない。そことの整合性をとるということで、この条文の表現はこのようになっている。

## (2) 条例の運用状況について

佐賀市まちづくり自治基本条例検証状況（第3回終了時点）

章	条	内 容	条文		運用
			回	検証結果	回
前文					
第一章 総 則	第1条	目 的			
	第2条	定 義			
	第3条	この条例の尊重			
	第4条	自治の基本理念			
	第5条	まちづくりの基本原則			
第二章 市民等の権利並びに 市民等、議会及び 市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利			
	第7条	市民等の役割及び責務	2	継続審議	
	第8条	市民活動団体の役割及び責務	2	継続審議	
	第9条	事業者の役割及び責務	2	継続審議	4
	第10条	議会の役割及び責務	2	継続審議	
	第11条	市長の役割及び責務	2	継続審議	
	第12条	職員の役割及び責務	2	継続審議	
第三章 情報共有、市民 参加及び協働	第13条	情報共有の推進			4
	第14条	説明責任			
	第15条	会議の公開			
	第16条	個人情報の適正な管理			
	第17条	市民参加の推進			
	第18条	意見公募手続			
	第19条	意見等の取扱い			4
	第20条	審議会等			
	第21条	住民投票	2	変更なし	
	第22条	協働の推進	2	変更なし	
	第23条	地域コミュニティ活動	3	継続審議	3
	第24条	災害等への対応			
	第25条	子どもへのまなざし	3	継続審議	3
第四章 市政運営	第26条	総合計画			
	第27条	行政評価			
	第28条	財政運営			
	第29条	行政手続			
第五章 国及び他の地方公共 団体との関係等	第30条	国及び他の地方公共団体との関係			
	第31条	国際的な視野の醸成	2	継続審議	
第六章 条例の検証	第32条	佐賀市自治基本条例検証委員会			
	第33条	条例の見直し			
		全般	2	継続審議	4

※審議事項は  の部分

## 運用に関する意見（第23条、第25条以外）

### 【条文】

（事業者の役割及び責務）

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

### 【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見
条文について議論するのではなく、この条例をいかに実のあるものにしていくかということを議論したい。	事業所の地域社会への貢献意識がまだまだ低いと感じる。これは、企業へ自治基本条例自体の広報が行き届いていないことが原因ではないか。企業によっては、このような条例があることと、この条例の趣旨を伝えることによって共感し行動につなげてくれるところがあると思う。まずは広報を！
事業者の地域社会への貢献は、その事業活動の範囲にとどまるものなのかどうか。	さまざまな事業者があるので、一概には言えないが、事業活動の範囲であるなしを問わず、いろいろな局面で地域社会への貢献に努めるべきであって、事業活動さえしていればよいと縮小均衡の考え方にならないようにしなければならないと思う。

## 【条文】

(情報共有の推進)

第13条 市民等、議会及び市長等は、情報共有によるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民活動団体、事業者、議会及び市長等は、正当な理由がある場合を除き、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公表し、又は提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、別に条例で定めるところにより、議会及び市長等に対し、市政に関する情報の公開を請求することができる。

## 【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見
条文を変えるのは難しい	せっかく良い条例ができて、パソコン等を使えない人もいますので、広く市民へ発信するためには様々な手法を活用しなければ、きちんと伝わっていかないと思う。

**【条文】**

(意見等の取扱い)

第19条 市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

**【委員の意見】**

議論のポイント	委員の意見
市民から意見、要望、提言が何件出ていて、内容等も分からない。 説明の中に”～具体的には市政に対する要望等に関する処理要領に基づき対応しています”とあるが、どのように対応されているのかわからない。	どのような意見が市民から出ていて、それについて、どのような対応をしてどのように改善されたかを誠実に明白に報告していただくと、市民としてもオープンで清らかな市政のイメージがあり、気持ちが良いと思う。



**【委員の意見】**

(条例全般)

議論のポイント	委員の意見
条文はできて間もない。条文自体を見直すことよりも本条例を生かし、実動につながるような議論をしたい。	広報にもっと力を入れ、まずは市民に条例を知ってもらいたい。

### (3) 条例改正の可否について

#### 継続審議となっている条文

第7条 市民等の役割及び責務

第8条 市民活動団体の役割及び責務

第9条 事業者の役割及び責務

第10条 議会の役割及び責務

第11条 市長の役割及び責務

第12条 職員の役割及び責務

第23条 地域コミュニティ活動

第25条 子どもへのまなざし

第31条 国際的な視野の醸成

条例全般

(市民等の役割及び責務)

第7条 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

**【論点】**

- ・ 「自らの発言及び行動に責任を持ち」という文言が入っていることで、まちづくりに参加しようという気持ちにブレーキをかけているような印象を与える条文の書き方だと思う。

**【委員からの主なコメント】**

- ・ 策定に関わったみんなが高い意識で市民側から行かないといけないという気持ちで出てきた文言のため、外から冷静な人を見ると、最初から敷居が高いと思われるのはあるかもしれない。
- ・ この文言をなくすということまではいかないにしても、第1項で自分たちが主体ということを感じて、その役割を広く担おうということを書いて、第2項で具体的に自らの発言及び行動に責任を持つことぐらいの入れ方でいいのではないかと。
- ・ 条文の標題の「役割及び責務」が既に重い。いっそのこと、ここは削除でも、とにかく主体であることを自覚するというのでいいのではないかと気はしている。
- ・ 間接民主主義が基本原則としてあるが、検討会議では、この自治基本条例をつくったことによって、市民が市政や議会に対して直接クレームを言うようになってくるのではないかと意見もあった。市民を排除というわけにはいかないから、行動する際には責任持つようにという意見があったのを記憶している。

[事務局] 検討会議では、「市民は住みやすいまちにするために自分の言動に責任を持ち行動する」とか、「自己責任を持ってルールを守る必要がある」とか、「お互いを認めて尊重し、自らの発言にも責任を有するべきだ」というふうな意見があったようである。

他自治体も「発言及び行動に責任を持ち」という条文が入っているところと入っていないところがある。

- ・ 文言の感じ方は人様々で、むしろ第2項と書いて責任持つことというほうが重たいと感じる人もいるかもしれない。
- ・ 一般的にはそういうルールを守らない人が多いから、もう少しきちんと責任を持ってほしい。

(市民活動団体の役割及び責務)

第8条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自ら  
がその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の  
活性化に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体  
の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

#### 【論点】

- ・ 「地域における課題の解決」という文言が重い印象を与えている。団体はこれがネックになり、積極的に協働という形はとらずに、自分たちの内部活動に留まってしまいう懸念がある。現時点では、市民活動団体の増加と活性化が必要な段階であるので、まずは、ハードルを少し下げ、例えば、第2条第2号の市民活動団体の定義に照らし「公益性のある活動をしている団体」という表現を第8条に取り入れてはどうか。

ただし、一度やわらかい表現に変えてしまうと、少し律する形のものに変えようとするのは相当至難のわざだと思うので、安易に和らげることはできないと思う。

運用で、公益性のある活動でも十分いいよというふうな宣伝、広報、理解、説明をしてい  
かないといけない。

#### 【委員からの主なコメント】

- ・ 確かに市民活動団体は楽しんでやってはだめというようなことになる可能性もある。私たちも市民活動団体をつくって活動しているが、地域の課題を解決しているかについては余り自信がない。

[事務局] 佐賀市の「参加と協働をすすめる指針」中で取り組む主体について説明をしている部分がある。この中で「法人格の有無、地縁型やテーマ型の区別に関わらず、市民を基盤として課題解決に取り組む団体を総称して、「市民活動団体」と呼んでいる。」と定義しているというところが1つ根底にある。

市民活動団体というのはあくまで公益性のある活動を行い、その公益というのが何らかの地域の役に立っているというのを表現した場合に、地域の課題の解決であるとか、地域の活性化であるというような表現になったのではないかと考えている。

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【論点】

- ・ 事業者の役割について、もう少し具体的に、例えば第8条のような書き方はできないか。市民活動団体には課題の解決とか地域の活性化という文言が入っているのに、なぜか事業者では地域社会との調和という非常に消極的表現になっている。

積極的ではない事業者に対して協力をお願いし、一緒にやっ払いこうという声かけをするための根拠になるのが、この条例だと思う。佐賀で事業をやる人はまちづくりに一緒に参加してもらいたいという思いを支えるためのものになると思う。「調和」というだけだと、何となく足りないと思うので、もう少し、市民活動団体と同じような積極的な文言を入れてもいいのかなと思う。

【委員からの主なコメント】

- ・ 会社というのは利益主義になりがちだから、自分たちが当然ながら市民の一員であって、社会の一角を占めているというところを経営者も社員もきちんと考えてもらわなければ。私は厳し目でちょうどいいと思う。
- ・ 検討会議のときは事業者も一緒になってやっ払いこうとでまとまったと思う。
- ・ 大企業や中堅企業はCSRをきちんとやっている。だから、規模に関わらず、当然中小企業や小企業も、そこを意識し、同じような役割を担わなければいけないと思うし、そういう考え方も言っておかないと、事業活動自体が社会貢献であるみたいになってしまう。
- ・ 熊本地震のとき、例えば、コンビニが一番の危機的な状態のときに、住民に対して全部オープンにしろとか、水を全部先に配れとかいう指令が降りてきて、まちづくりにきちんと参加してきたというように、むしろ積極的にやっているところもある。だから、あんまり気にしなくてもよいのではという感じはするが。

[事務局] 第7条の(市民等の役割及び責務)の「市民等」には事業者や市民活動団体も入っている。その上で8条、9条を定めてある。市民活動団体は、社会の課題を解決する目的があって活動をしているので、ちょっと負荷をかけたような表現になっている。事業者についても当然地域社会へ貢献するということを求めた条文となっている。その上で、まなざし運動への参加をお願いしたり、地域の河川清掃と一緒に協力を促したりとか、そういうことをもって地域との調和というような表現になったという経過があった。

- ・ 「地域社会との調和を図る」というのは、例えば、町並みを何とかとか、そういう趣旨の条文ということなのか。

[事務局] 検討会議でも、どうしても地域活動へ企業のほうから出てこられる動きが鈍いというような意見が出たかと思う。事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図る。それと、まずは地域を構成する一員であるということをきちんと自覚し、その一員として地域社会の貢献が第一に来るといような文脈になっているということで御理解いただけるかと思う。

- 昔から古い町並みを保存しているところ、お寺がいっぱいあるようなところにけばけばしいものをつくってもらったら困るということは当然あるわけだから、最低限の調和のことを言っているのだらうなという気はする。

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。

2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。

3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、本市の代表者として、これを統轄するものとする。

2 市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的視点を持つとともに、その透明性を確保するよう努めなければならない。

3 市長は、本市の職員の能力及び資質の向上並びに適正な配置に努め、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。

(職員の役割及び責務)

第12条 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。

2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

**【論点】**

- ・ 各機関の役割については、特にまちづくり上の役割を書けばよいのではないかと思う。例えば、第10条から第12条までのそれぞれの条文の第1項は省略してもよいのではないか。

**【事務局からの説明】**

- ・ 御指摘のとおり、第1項は自治法と重複している。ただ、まちづくりの主体を明確化するために、あえて条例により明文化しているということと、佐賀市議会基本条例で議会の役割と責務を規定しているので、そことの整合性をとっているため明確化した表現を入れている。

10条、11条、12条それぞれ議会の役割、市長の役割、職員の役割は全て自治法と地方公務員法に載っている文言である。二重書きの必要はないというのは当然のことだが、検討委員会では、もう一回確認的に佐賀市の執行部、行政の役割というのをきちんとこの条例の中で規定し直そうというような話があったため、こういう条文になったかと思う。

(地域コミュニティ活動)

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

**【論点】**

- ・ 「その活動が促進されるように支援する」ことも必要だが、協働というためには、それぞれが役割を分担して共に活動する場合についても書いてはどうか。

地域コミュニティ活動というのは住民だけがやって、それを市がただバックアップするというふうに読めたので、むしろ市自体がネットワークの橋渡しの役割をするなど、主体的な関わりをしてもいいのではないかと思った。

- ・ 「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が重いというイメージで、「その解決を図り」という箇所を「その解決に向け活動し」という表現に和らげてはどうか。

地域活動はやる気と行動力がある人たちに結構頼りきりなところが多い気がしている。どの段階かで常に新しい人が入ってこないといけないと思うが、どの団体も、大体60代以上の方で回っていて、40代、50代の人たちがすごく少なく、バトンタッチすらできないと言われる。新しい人が入ってくるときに、地域課題を解決しなければいけないというのが前面に来ると、重荷に感じてしまったり入りづらいと思う。条文上でも、解決に向けてまずは一緒にやってみようということではないかと思いついのではないかと思い、表現の和らげを感じている。



(子どもへのまなざし)

第25条 市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

**【論点】**

- ・ 市民と議会及び市長が主語なので、これだけ力を入れている地域コミュニティとまなざしは佐賀市のスローガンであり、根幹だとも思うので、「努めるものとする」を義務として表記し、「努めなければならない」ともう少し強くしてもいいのではないかと思う。

**【委員からの主なコメント】**

- ・ この項目自体が問題なのではなくて、まなざしという言葉に違和感があるのだとすれば、本文自体は変えず、一番上の表題だけちょっと違う言葉で書きかえてしまってもいいかもしれない。

**【事務局からの説明】**

- ・ まなざし運動に関する条例が別途あり、その条例では大人の役割を規定している一方、この条例では子どもを含めた「市民」の役割を規定しているため、努力義務までは課していない。また、市民が主体的に活動するための宣言文としてまなざし条例を定めているため、そことの整合性をとるということで、この条文の表現はこのようになっている。

(国際的な視野の醸成)

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

#### 【論点】

- ・ 「文化の多様性への理解」をダイバーシティつまり性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性まで広げてはどうか。この条例にダイバーシティをうたった条文が必要なのではないか。

前文には一応「わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ」とあるがもう少し明確な立場で踏み込んだ表現が必要になってくると思う。

国際的な視点というよりも、留学生や、旅行者、もっと先にいけば移民の問題とかも含めてまちづくりを考えていかなければいけないのではないかと思う。条文はこういう形でおさまっているが、ダイバーシティの視点で女性や障がい者の差別から始まって、女性の活用だとか、障がい者の才能についての理解、多種多様な人たちの能力を生かしていくようなこと。少なくとも企業ではダイバーシティ推進担当者などを置いてやっている。世界的な流れでもあるので、ここまで踏み込んで書いておくのもいいのではという感じがしている。

国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とかを活用していくまちづくりが必要になってくるのではないかと思う。

#### 【事務局からの説明】

- ・ 検討委員会の中でも、男女共同参画の視点の議論の中で出たようである。前文の中に、「年齢や性別にかかわらず、誰もが」、その「誰もが」安心して生活できる社会をというような文面になっていて、その部分をどういう人たちということを特定しない、誰もがという言葉でダイバーシティを表わしていると考えられるのではないか。

#### 【委員からの主なコメント】

- ・ 私もそう思うが、もう少し明確な立場を示していい頃になっていると思う。
- ・ 起草部会ときには具体例を書き出すと止まらなくなるだろうということで、これに決めたと記憶している。確かに世界の流れとか世間の流れというのは、ダイバーシティをどう考えるかという感じである。この前文だけだと「年齢と性別に関係なく誰もが」としか読めないで、そこにマイノリティが入ってくるとは文脈上あまり考えないと思う。だから、多様性を受け入れるような表現が入ったほうが、時流に沿うような気がする。
- ・ 検討会議では、国籍が異なる人たちが、佐賀の中で普通に暮らせるのかというようなことも言われたと思う。一方で、それを政治的と捉える人たちがいたことも事実である。だから、その辺りを少しやわらかくして、まえがきでおさめておこうというようなことになった気がする。ただ、国際だけは明らかに今からそういう時代が来るということはわかっているので、そういうことを国際として書いておこうということだったと思う。

- ・ 県外から来られた方は、女性に対しての優しさだとかの視点がちょっと弱いのではないと言われる。また、企業のほうでは、身障者に対してのいろんな課題はあるけれども、精神障害は非常に今問題になっていると思う。
- ・ この条文そのものが問題なのではなくて、これをもう少し発展的に解釈していくような、そういう国籍だけではなく、まえがきに書いたようなことをもう少し我々として共有しておかなければいけないと思う。
- ・ 確かにこの国際だけでは表現を語り尽くせないものをまえがきに書いたが、これをこれから先、佐賀というところが悩まなければいけない。

その上のもっと広域、九州州政府みたいなことをイメージしていたと思う。もっとやわらかく境目を除いていこうというようなことがあった気がするが、国際もその中の一つとしてある。逆に今度はマイノリティの人たちとの向き合い方をどうするかということもあったという気がする。少なくとも、そういう視点でこの条文の見直しについて議論をしたことを記録に残しておいてほしい。

**【論点】**

- ・ 条例なので仕方がないと思うが、前々から硬い文章で、なじめないという声を聞いていた。他の条例や法令との関係で難しい部分はともかくとして、条文ごとにメリハリの効いた表現ができないものか検討する価値はあると思う。
- ・ まちづくり自治のために市がどのような役割を果たすべきなのかをもう少し具体的に書いた方がいいように思う。例えば、人材育成、人材の派遣、市政に限定しない情報提供、市民活動のネットワークづくり、啓蒙活動など、すでにされていること、これから始めることがあると思うので、それらを整理してみてもどうか。

**【事務局からの説明】**

- ・ わかりやすく親しみが持てるような表現については、他市の条例を参照すると、多くの条例には前文がついており、読みやすいように口語体が使われている。長崎市の「よかまちづくり基本条例」は、条文そのものも口語体になっているが、他の自治体については、従来の法律、条例の書き方になっている。口語体にすると、どうしても日本語の文法がかなり難しいところがあって、疑義が出たり、さまざまな解釈がとられてしまったりする。

ルールとしてきちんと解釈できる、疑義が生じないようなものにしないといけないという側面から全国的に口語体の条例に広がりが出てこなかったというような状況がある。

長崎市の場合は、どうしても疑義が生じないような、一部基本的なルールを決めるということでこの条例がある。そのため検討委員会、起草部会では、通常の今までどおりの条例の表現で案を出していただいている。

**【委員からの主なコメント】**

- ・ 検討会議で、せっかく悩んでこう決めたのに、最後に法令になじまないと言われて変えられた。最後の抵抗として前文だけは触らせない、その中に気持ちを盛り込むぞというような形になっていったと思う。それを十分承知の上で委員が発言されているということは理解しておきたい。

運用のほうで、「こういう条例をもう少しわかりやすく書かないと伝わらないよ」と、「条文だけ見せても」というふうに意見が出ているが、後でそちらも含めてちょっと議論していきたいと思う。

まちづくりのために市がどのような役割を果たすべきなのかについては、23条をやるときに、いわゆるコミュニティ活動が基本だと我々は認識しているので、そのコミュニティ活動を進めるに当たって佐賀市の役割とは何かというようなことを少し議論したいので、そこでちょっともう一回やらせていただきたい。

## 次回（第5回）検証委員会の開催について

■日 時

平成29年3月2日(木) 10:00～11:30(予定)

■場 所

佐賀商工ビル 7階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目1番12号）

（※委員の方には、後日、開催通知を郵送します。）